

介護保険シリーズ⑥

介護保険で

利用できるサービス

介護保険で利用できるサービスには、自宅への訪問や施設に通って利用する居宅サービス、グループホームなど地域に根ざして利用する地域密着型サービス、特別養護老人ホームなどに入所する施設サービスなどがあります。今回は、居宅サービスと住宅改修・福祉用具について紹介します。



自宅で利用

訪問介護

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

訪問看護

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。



訪問リハビリ

リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方など療養上の管理・指導をします

通所で利用

通所介護

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

通所リハビリ

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

短期入所

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

サービスの利用限度額（1か月）

要介護度	利用限度額（1か月）	自己負担（1割）
要支援1	49,700円	4,970円
要支援2	104,000円	10,400円
要介護1	165,800円	16,580円
要介護2	194,800円	19,480円
要介護3	267,500円	26,750円
要介護4	306,000円	30,600円
要介護5	358,300円	35,830円

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1割を支払います。なお、要介護度ごとに1か月の利用限度額が決められています。

その他の利用

福祉用具購入

ポータブルトイレや入浴補助用具など身体に直接触れる5種類の福祉用具の購入費（年間で限度額10万円・自己負担1割）を支給します。

住宅改修費

手すりの取り付け、段差の解消など小規模な住宅改修を行ったときに住宅改修費（同一住宅で限度額20万円・自己負担1割）を支給します。

福祉用具貸与

車いすや特殊寝台など13種類の福祉用具を貸与します。

問い合わせ

介護保険制度に関する窓口

役場高齢者支援課介護保険係

☎2095-21112

内線122

高齢者の総合相談窓口

毛呂山町地域包括支援センター

☎2095-21112

内線156・157

毛呂山歴史散歩
文化財シリーズ 237
みの わらざいく
蓑と藁細工
～生活の中に生きる技術～
毛呂山の職人⑥

昭和20年代までの生活を振り返ってみると自然の素材を利用して、自分たちの手で作る道具がたくさんありました。藁で作る「蓑」もそのひとつです。

藁蓑は、畑仕事の時の防寒着や泥除けとして用いられる蓑です。一番の特徴は、通気性と保温性に優れて暖かいことで、肌寒い梅雨時の畑仕事では蒸れずに作業ができるので、たいへん重宝しました。また、休憩の時には座るための敷物や日差し避けなどにも利用しました。唯一の欠点は、雨に濡れてしまうと重くなってしまうことで、濡れた蓑を着ての農作業はたいへんだったと聞きます。

西戸の浅見甚平さんは、15歳の時に大類の吉田金作さんの蓑作りを見様見真似で習い、数多くの蓑を作ってきた藁蓑作りの名人でした。蓑作りは、はじめにシヨイナワ（あるいはクビナワ）という首の回りをめぐる縄に藁をかけ、その後も藁と縄を

編み込みながら、背中部分を作っていきます。そして最後に、胸から腹にかけての前の部分を繋ぎつけて完成します。浅見さんは、「自分で着るものは自分で作る、という昔のやり方があったから、蓑には値段はなく頼まれると作ってあげていた。首まわりと袖の部分をつくるのが難しく、見栄えが良いものを作るのに苦労した」と蓑作りの思い出を語っています。

昭和30年代以降、ビニール製の雨合羽の普及や農作業の効率化により、農作業の現場から蓑は姿を消していききました。そのため、今日では蓑を作る人もほとんどいなくなりました。

しかし、蓑作りをはじめとした藁細工の技術は、正月の注連縄飾りや出雲伊波比神社の流鏑馬で用いる朝的の藁的作りの場面などで用いられており、年中行事や祭礼行事のなかに脈々と息づいています。



藁蓑作りの名人だった故浅見甚平さん